

# 「妊娠者等に対する採用猶予制度」



どのような制度ですか？

A 選考試験によって採用候補者（合格内定者）となった方で、令和6年度に妊娠されている方及び令和6年度末時点で0歳、1歳になる子の養育をされている方は、男女を問わず希望により、令和7年度と令和8年度の最大2年間は、採用を猶予することができます。猶予期間終了後の4月1日から勤務することを条件とします。



猶予期間中でも、働くことはできますか？

A 採用が猶予される期間は正規教員として任用前ですが、希望があれば、非常勤講師等で働くことも可能です。ただし、年度途中での採用はありません。



どのような手続きが必要ですか？

A 猶予制度を希望される方からのお申し出により、採用猶予願を送付します。採用猶予願とともに母子健康手帳の写しなど、証明できるものを郵送していただきます。11月11日までに行ってください。



妊娠に伴い、選考試験の受験に不安があるのですが・・・

まずは、ご相談ください。母体に過度な負担がかからないよう、一緒に考えさせていただきます。

義務教育課 管理係 026-235-7426 (直通)

高校教育課 管理係 026-235-7430 (直通)

